（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第二条　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（届出の必要のない規約の軽微な変更） **第七条の二**　法第六条第一項ただし書の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　第五条第一項第十八号に掲げる事項 （加入者等への通知事項等） **第二十一条**　（略） （削る） 2　法第二十七条第一項の規定による通知は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。 一　電子情報処理組織（企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機と、企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　（略） ロ　企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて企業型年金加入者等の閲覧に供し、当該企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法 二　（略） 三　書面の交付	（届出の必要のない規約の軽微な変更） **第七条の二**　法第六条第一項ただし書の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～三　（略） （新設） （加入者等への通知事項等） **第二十一条**　（略） 2　法第二十七条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。 3　企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定による書面による通知に代えて、当該企業型年金加入者等の承諾を得て、第一項に掲げる通知すべき事項を次に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。 一　電子情報処理組織（企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機と、企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　（略） ロ　企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて企業型年金加入者等の閲覧に供し、当該企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（第五項の規定による承諾又は第六項の規定による申出をする場合にあっては、企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二　（略） （新設）

3　前項第一号及び第二号に掲げる方法は、企業型年金加入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（削る）

（自動公衆送信による公告の方法）

第三十三条の二　令第三十条の規定による自動公衆送信による公告は、連合会のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（個人型年金運用指図者の申出）

第四十条　（略）

2　法第六十四条第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一　（略）

（削る）

二　企業型年金加入者であった者にあっては、次に掲げる事項

イ　申出者が最後に加入していた企業型年金を実施する事業主の名称

ロ　（略）

4　前項に掲げる方法は、企業型年金加入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

5　企業型記録関連運営管理機関等は、第三項の規定により第一項に掲げる通知すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該企業型年金加入者等に対し、第三項に掲げる電磁的方法のうち当該企業型記録関連運営管理機関等が使用するもの及びファイルへの記録の方式を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6　前項の規定により企業型年金加入者等の承諾を得た企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型年金加入者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該企業型年金加入者等に対し、第一項に掲げる通知すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該企業型年金加入者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

（個人型年金運用指図者の申出）

第四十条　（略）

2　法第六十四条第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　個人型年金運用指図者となる年月日

三　企業型年金加入者であった者にあっては、次に掲げる事項

イ　申出者が最後に加入していた企業型年金を実施する事業主の名称、住所及び連絡先

ロ　（略）